令和３年度（令和２年分）市民税・県民税申告書の手引き

令和３年度の市民税・県民税は、令和３年１月１日に磐田市に住所のある方に対して、**前年（令和２年１月１日から令和２年12月31日まで）の所得**を基にして課税されます。

この手引きを読んで正しく申告してください。

次のような所得があった方は、申告をする必要があります

○個人事業、請負業、各種外交員（生命保険、集金等）の所得があった方
○不動産所得（貸家、貸地、駐車場代等）があった方
○生命保険・損害保険等の満期金や解約金の所得があった方
○生命保険会社や郵便局等の個人年金所得があった方
○給与・公的年金のほかに所得があった方
○一定のところに勤務していない方又は勤務先から市役所に給与支払報告書の提出がない方
○雑損控除、医療費控除、寄附金控除等の適用を受けようとする方
★所得金額等により市民税・県民税の申告ではなく、所得税の確定申告が必要になる場合があります。

市民税・県民税の申告をしなくてもよい方

○所得税の確定申告をされた方
○所得が年末調整されている給与所得のみの方
○所得が公的年金等に係る所得のみで、支払者から市役所に公的年金等支払報告書が提出されている方（生命保険料控除や社会保険料控除等を受けるためには申告が必要です。）

※所得のなかった方や障害年金・遺族年金・雇用保険等を受けている方で、国民健康保険税や児童扶養手当等の算定のために所得の申告が必要となる方及び所得証明や非課税証明等が必要な方は申告してください。

申告に必要なもの

○市民税・県民税申告書
○令和２年中（１月～12月）の所得が証明できるもの
　※事業所得があった方　…　申告書裏面「12　事業・不動産所得等の収支内訳」欄または収支内訳書に収支状況を記入してください。
　※年金や給与の所得があった方　…　源泉徴収票または支払証明書
○控除の証明書等（社会保険料や生命保険料・地震保険料等の支払証明書、医療費控除の明細書、障害者手帳など）
　※医療費控除を受ける場合は、事前に「医療費控除の明細書」を作成してください。
　　令和３年度（令和２年分）より領収書の添付または提示による申告はできなくなりました。
○はんこ
○マイナンバー関係書類
○国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける際の関係書類

申告書の郵送について

磐田市のホームページで市民税･県民税申告書の作成ができます。ホームページで作成した申告書を印刷して郵送することで申告を済ませることができます。郵送する場合は、作成した申告書に必要書類（源泉徴収票、社会保険料・生命保険料・地震保険料等の支払証明書、医療費控除の明細書など）を必ず添付してください。詳しくは、市税課市民税グループにご相談ください。

申告書の記入の仕方は中を開いて一面からご覧ください

問合せ先
〒438-8650　磐田市国府台３番地１
磐田市役所　市税課　市民税グループ（本庁舎１階）
電話：0538-37-4826　FAX：0538-33-7715

一面

Ⓑ Ⓒ 所得から差し引かれる金額

⑬社会保険料控除　★証明書添付

あなたやあなたと生計をともにする親族のために支払った国民健康保険税、国民年金保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、社会保険料の合計を記入してください。
※国民年金等で特別徴収されている介護保険料等は、年金の受給者本人の控除となります。

⑭小規模企業共済等掛金控除　★証明書添付

小規模企業共済掛金（旧第2種共済掛金を除く）、心身障害者扶養共済掛金及び確定拠出年金の個人型年金掛金を支払った場合の金額を記入してください。

⑮生命保険料控除　★証明書添付

二面をご覧ください。

⑯地震保険料控除　★証明書添付

二面をご覧ください。

⑰寡婦控除

あなたが下記の内容に該当する場合は、寡婦控除を適用することができます。B枠の「⑰寡婦控除」欄の該当項目へチェックしたうえ、下記の控除額をC枠の「⑰寡婦控除」欄に記入してください。
・夫と離婚した後再婚していない方で、前年の合計所得金額が500万円以下であり、かつ扶養親族を有する方
・夫と死別した後再婚していない方や夫が生死不明などの方で、前年の合計所得金額が500万円以下の方
※事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がある場合はどちらも対象外　控除額 260,000円

⑱ひとり親控除

あなたが下記の内容に該当する場合は、ひとり親控除を適用することができます。B枠の「⑱ひとり親控除」欄へチェックしたうえ、下記の控除額をC枠の「⑱ひとり親控除」欄に記入してください。寡婦控除との併用はできません。
・現在婚姻をしていない方や配偶者の生死不明などの方で、前年の合計所得金額が500万円以下であり、かつ総所得金額等が48万円以下の生計をともにする子のある方
※事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がある場合は対象外　控除額 300,000円

⑲勤労学生控除　★証明書添付

あなたが学生で、1年間（R2.1.1～12.31）の合計所得金額が75万円以下（給与収入で130万円以下）で、そのうちの給与以外の所得が10万円以下の場合に対象になります。　控除額 260,000円

⑳障害者控除

あなたやあなたの同一生計配偶者若しくは扶養親族が障害者（身体障害者手帳などを交付されている方）の場合には、B枠の「⑳障害者控除」欄に氏名及び障害の等級や種類を記入のうえ、下記の控除額をC枠の「⑳障害者控除」欄に記入してください。

◎特別障害者
特に重度の障害のある方（身体障害1・2級の方、精神障害1級の方、戦傷病者第3項症以上の方、療育手帳の表示Aの方及び65歳以上で障害の程度が特別障害者に準ずるものとして福祉事務所長等の認定を受けた方）　控除額 300,000円

◎同居特別障害者
同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者で同居の場合　控除額 530,000円

◎障害者
上記以外の障害者の方及び65歳以上で障害の程度が障害者に準ずるものとして福祉事務所長の認定を受けた方　控除額 260,000円

㉑～㉒配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者

二面をご覧ください。

㉓扶養控除

二面をご覧ください。

㉔基礎控除

二面をご覧ください。

申告書表面の書き方

〈記載例〉

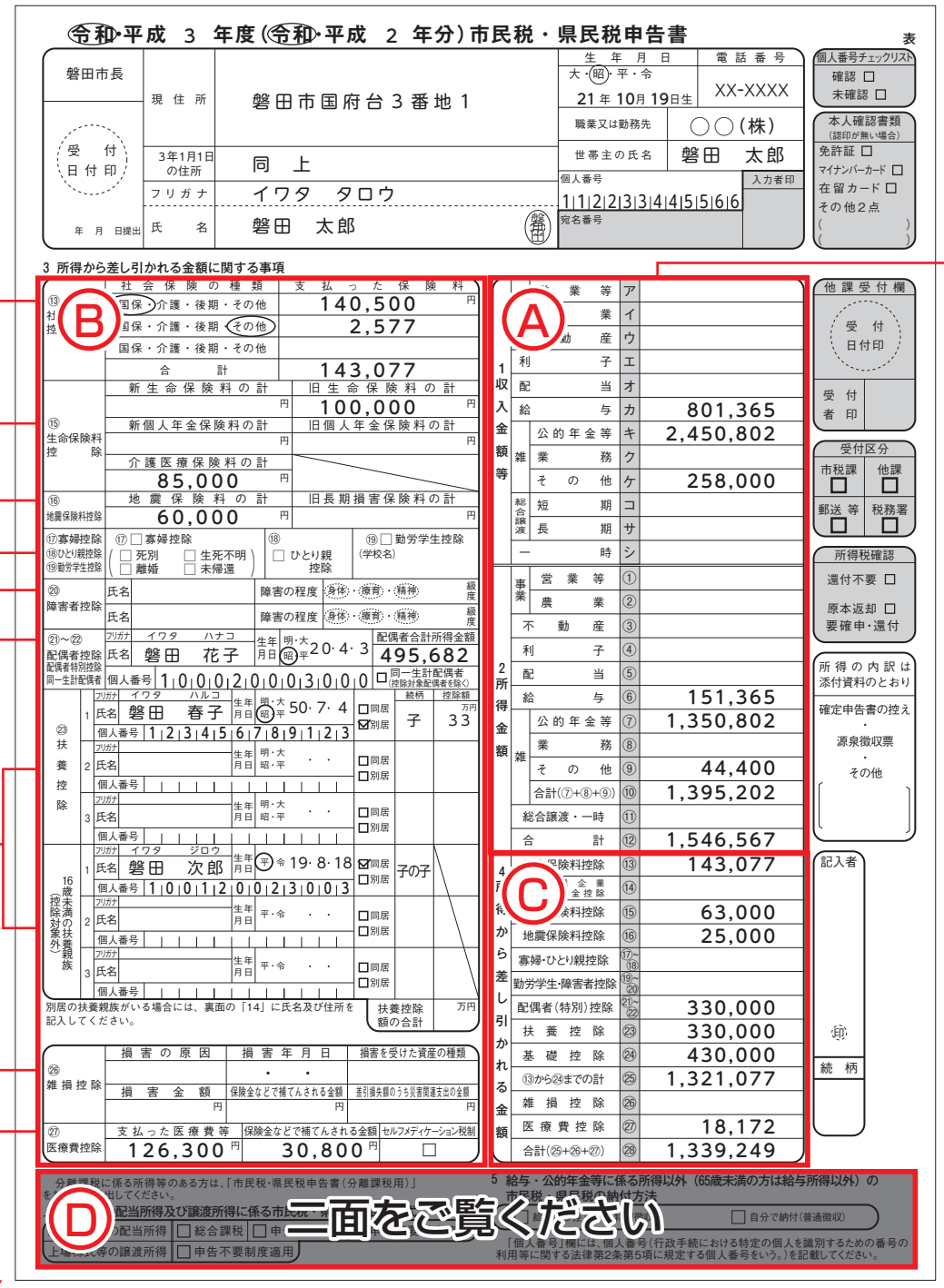

㉖雑損控除

あなたやあなたと生計をともにする親族が、震災、風水害、火災、盗難等により損害を受けた場合に控除を受けられます。詳しくは、市税課市民税グループにご相談ください。

㉗医療費控除　★明細書添付　（控除額の１円未満は切上げ）

従来の医療費控除かセルフメディケーション税制による特例のいずれか一方を選択してください。
セルフメディケーション税制を選択する場合、Ｂ枠「㉗医療費控除」内の「セルフメディケーション税制」欄にチェックをしてください。

◎従来の医療費控除
あなたやあなたと生計をともにする親族のために1年間（R2.1.1～12.31）に支払った医療費が、一定の金額を超えるときに控除を受けられます。（最高200万円）

控除額
（支払った医療費－保険金等で補填される金額）－（総所得金額等の5%か10万円のいずれか少ない金額）

◎セルフメディケーション税制
あなたやあなたと生計をともにする親族のために1年間（R2.1.1～12.31）に支払った特定一般用医薬品等購入費が、1万2千円を超えるときに控除を受けられます。（最高8万8千円）
詳しくは、市税課市民税グループにご相談ください。

控除額
（支払った特定一般用医薬品等購入費－保険金等で補填される金額）－1万2千円

Ⓐ収入・所得金額

1年間（R2.1.1～12.31）の収入金額や所得金額を記入してください。

所得の種類

①営業等	卸・小売業、製造業、建設業、飲食業、内職、その他サービス業から生じる所得、各種外交員、塾の経営者、音楽講師、作家、大工等の所得
②農　業	農作物の生産、家畜や酪農品の生産から生じる所得
③不動産	貸家、貸店舗、アパート、貸地等の所得
④利　子	所得税の源泉徴収の適用のない利子
⑤配　当	株式や出資金に対する利益の配当、収益の分配金などに係る所得
⑥給　与	給与（アルバイトや専従者を含む）、賞与、賃金の所得
⑦～⑩雑	公的年金や恩給(障害年金や遺族年金等は含まない)、個人年金、原稿料、講演料等の所得
⑪一　時	生命保険・損害保険契約に基づく一時金や満期返戻金（契約内容に注意）、賞金・懸賞金・競輪等の払戻金等一時的な所得
総合譲渡	土地建物等以外の資産の譲渡による所得で、所有期間によって長期（5年超）と短期（5年以下）に区分されます。土地建物等の資産の譲渡による所得については分離課税になります。詳しくは、市税課市民税グループにご相談ください。

※一時所得・総合譲渡所得はそれぞれに特別控除が50万円まであります。また、一時所得・総合譲渡所得（長期のみ）は2分の1が課税対象です。

所得金額の求め方

(1)　事業所得、不動産所得の求め方

①営業、②農業、③不動産所得があった方は、申告書裏面の「**10 事業・不動産所得に関する事項**」、「**12 事業・不動産所得等の収支内訳**」に必要事項を記入してください。経費として算入できるものや、計算方法の詳細については、市税課市民税グループにご相談ください。

(2)　配当所得の求め方

⑤配当所得があった方は、申告不要（道府県民税配当割が特別徴収されている特定配当等）の場合を除いて申告が必要です。申告書裏面の「**7 配当所得・雑所得に関する事項**」に必要事項を記入してください。経費として算入できるのは株式などの元本の取得に要した負債の利子のみです。
特定配当等の申告分離課税を選択する場合は、市民税・県民税申告書（分離課税等用）をあわせてご提出ください。

(3)　給与所得の求め方

給与収入の合計金額を下表≪給与所得の求め方≫にあてはめて給与所得金額を求めます。
A枠の「**1 収入金額等**」の「**カ給与**」欄に収入金額を記入し、「**2所得金額**」の「**⑥給与**」欄に所得金額を記入してください。「給与所得の源泉徴収票」の添付が必要です。

≪給与所得の求め方≫　（所得金額の１円未満は切捨て）

給与等の収入金額	給与所得の金額	
～ 550,999 円	0 円	
551,000 円～ 1,618,999 円	収入金額－550,000 円	
1,619,000 円～ 1,619,999 円	1,069,000 円	
1,620,000 円～ 1,621,999 円	1,070,000 円	
1,622,000 円～ 1,623,999 円	1,072,000 円	
1,624,000 円～ 1,627,999 円	1,074,000 円	
1,628,000 円～ 1,799,999 円	収入金額 ÷ 4 (千円未満の端数切捨て)= A	「A×2.4＋100,000」で求めた金額
1,800,000 円～ 3,599,999 円		「A×2.8－80,000」で求めた金額
3,600,000 円～ 6,599,999 円		「A×3.2－440,000」で求めた金額
6,600,000 円～ 8,499,999 円	収入金額 × 0.9 － 1,100,000 円で求めた金額	
8,500,000 円～	収入金額 － 1,950,000 円で求めた金額	

給与収入が850万円を超える方は、二面の「**所得金額調整控除**」をご覧ください。

(4)　雑所得（公的年金等）の求め方

公的年金収入の合計金額を下表≪公的年金等所得の求め方≫にあてはめて公的年金等に係る雑所得金額を求めます。A枠の「**1 収入金額等**」の「**キ雑 公的年金等**」欄に収入金額を記入し、「**2所得金額**」の「**⑦雑 公的年金等**」欄に所得金額を記入してください。「公的年金等の源泉徴収票」の添付が必要です。

≪公的年金等所得の求め方≫　（所得金額の１円未満は切捨て）

６５歳以上の方（昭和３１年１月１日以前に生まれた方）		６５歳未満の方（昭和３１年１月２日以後に生まれた方）	
公的年金収入金額(B)	公的年金所得金額	公的年金収入金額(B)	公的年金所得金額
330万円以下	(B)－110万円	130万円以下	(B)－60万円
330万円超 410万円以下	(B)×0.75－27万5千円	130万円超 410万円以下	(B)×0.75－27万5千円
410万円超 770万円以下	(B)×0.85－68万5千円	410万円超 770万円以下	(B)×0.85－68万5千円
770万円超 1,000万円以下	(B)×0.95－145万5千円	770万円超 1,000万円以下	(B)×0.95－145万5千円
1,000万円超	(B)－195万5千円	1,000万円超	(B)－195万5千円

※公的年金等に係る雑所得以外の所得の合計が1,000万円を超える場合は計算が異なります。

◎給与所得と年金所得の両方がある方

給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の両方があり、その合計額が 10 万円を超える場合、所得金額調整控除が受けられます。

控除額
給与所得控除後の給与等の金額（10 万円を超える場合には、10 万円）
公的年金等に係る雑所得の金額（10 万円を超える場合には、10 万円）
} 合計額－10 万円を給与所得の金額から控除する。（最高 10 万円）

（記載例の場合）
給与所得控除後の給与等の金額　251,365 円（10 万円を超えるため、10 万円）
公的年金等に係る雑所得の金額　1,350,802 円（10 万円を超えるため、10 万円）
} 合計額 20 万円

合計額 20 万円－10 万円　＝　10 万円　←給与所得の金額から控除する
給与所得控除後の給与等の金額 251,365 円－控除額 10 万円　＝　151,365 円（「⑥給与」欄に記入）

なお、給与収入が850万円を超え、二面に記載する所得金額調整控除の適用があるときは、二面の控除金額を差し引いた後、こちらの控除金額を差し引きます。

(5)　雑所得（業務）の求め方

業務に係るものとは、副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なものをいいます。（原稿料、講演料等）
A枠の「**1収入金額等**」の「**ク雑 業務**」欄に収入金額を記入し、「**2所得金額**」の「**⑧雑 業務**」欄に所得金額を記入してください。さらに裏面の「**7配当所得・雑所得に関する事項**」にも必要事項を記入してください。

(6)　雑所得（その他）の求め方

(4)公的年金、(5)業務に係るもの以外の雑所得は、その他雑所得となります。（個人年金等）
A枠の「**1収入金額等**」の「**ケ雑 その他**」欄に収入金額を記入し、「**2所得金額**」の「**⑨雑 その他**」欄に所得金額を記入してください。さらに裏面の「**7配当所得・雑所得に関する事項**」にも必要事項を記入してください。

※⑦～⑨の雑所得がある場合は、その合計額を「**⑩雑 合計**」欄に記入してください。

(7)　一時所得の求め方

（収入金額）－（収入を得るために支出した額）－特別控除額（最高 50 万円）

で計算します。この方法で算出した金額の2分の1に対して課税されるので、A枠の「**1 収入金額等**」の「**シ一時**」欄に特別控除後の金額を記入し、「**2所得金額**」の「**⑪総合譲渡・一時**」欄にその2 分の1 の金額を記入してください。さらに、裏面の「**13 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項**」に記入してください。

二面

⑮生命保険料控除

平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等に係る保険料（新生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料）と平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等に係る保険料（旧生命保険料、旧個人年金保険料）は、生命保険料控除の控除額の計算方法が異なります。保険料の支払金額に応じて、それぞれ下の表にあてはめて控除額を求め、合計した控除額を記入してください。（最高 70,000 円）

＜生命保険料控除額算定表＞

（控除額の 1 円未満は切上げ）

一般の生命保険料	新保険料等の金額の合計額 A	A の金額を下の計算式Ⅰにあてはめて計算した金額①	（最高 28,000 円）① 円	計（①＋②）	（最高 28,000 円）③ 円
	旧保険料等の金額の合計額 B	B の金額を下の計算式Ⅱにあてはめて計算した金額②	（最高 35,000 円）② 円	②と③のいずれか大きい金額	イ
介護医療保険料	介護医療保険料の合計額 C	C の金額を下の計算式Ⅰにあてはめて計算した金額			ロ
個人年金保険料	新保険料等の金額の合計額 D	D の金額を下の計算式Ⅰにあてはめて計算した金額④	（最高 28,000 円）④ 円	計（④＋⑤）	（最高 28,000 円）⑥ 円
	旧保険料等の金額の合計額 E	E の金額を下の計算式Ⅱにあてはめて計算した金額⑤	（最高 35,000 円）⑤ 円	⑤と⑥のいずれか大きい金額	ハ

※ A ～ E の金額は、令和 2 年中に支払った保険料等の金額から分配を受けた剰余金等の金額を差し引いた金額になります。

計算式Ⅰ（新契約）		計算式Ⅱ（旧契約）		生命保険料控除額
A、C または D の金額	控除額の計算式	B または E の金額	控除額の計算式	（イ＋ロ＋ハ）
12,000 円以下	A、C または D の全額	15,000 円以下	B または E の全額	（最高 70,000 円）
12,001 円～32,000 円まで	A、C または D ÷ 2 ＋ 6,000 円	15,001 円～40,000 円まで	B または E ÷ 2 ＋ 7,500 円	
32,001 円～56,000 円まで	A、C または D ÷ 4 ＋ 14,000 円	40,001 円～70,000 円まで	B または E ÷ 4 ＋ 17,500 円	
56,001 円以上	一律に 28,000 円	70,001 円以上	一律に 35,000 円	

⑯地震保険料控除

地震保険料の支払額に応じて下の表にあてはめ、地震保険料控除を記入してください。地震保険料と（旧）長期損害保険料（平成 18 年 12 月 31 日までに締結した長期損害保険契約等で、平成 19 年 1 月 1 日以後契約の変更をしていないもの）では計算方法が異なります。

※ 1 枚の証明書の中に地震保険料と旧長期損害保険の両方の支払いが証明されている場合は、どちらかを選択することになります。保険料の支払金額に応じて下の表にあてはめ、控除額を記入してください。

※複数の契約があり、地震保険と旧長期損害保険の両方がある場合には、その合計金額が控除額となります。（最高 2 万 5 千円）

（控除額の 1 円未満は切上げ）

＜地震保険料控除＞

支払保険料（A）	控除額
～ 50,000 円	A の金額 ÷ 2
50,001 円～	25,000 円

＜旧長期損害保険料控除＞

支払保険料（B）	控除額
～ 5,000 円	支払保険料の金額
5,001 円～ 15,000 円	B の金額 ÷2+2,500 円
15,001 円～	10,000 円

㉑～㉒配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者

あなたの合計所得金額が 1,000 万円以下の場合、あなたと生計をともにする配偶者（妻または夫）の合計所得金額に応じて配偶者控除または配偶者特別控除を適用することができます。

B 枠の「**㉑～㉒配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者**」欄及び「配偶者合計所得金額」欄に必要事項を記入のうえ、下の表からあてはまる控除額を C 枠の「**㉑～㉒配偶者（特別）控除**」欄に記入してください。配偶者控除と配偶者特別控除の併用はできません。

配偶者の合計所得金額		あなたの合計所得金額に応じた控除額					
		900万円以下		900万円超 950万円以下		950万円超 1,000万円以下	
		控除対象配偶者（昭26.1.2以後生）	老人控除対象配偶者（昭26.1.1以前生）	控除対象配偶者（昭26.1.2以後生）	老人控除対象配偶者（昭26.1.1以前生）	控除対象配偶者（昭26.1.2以後生）	老人控除対象配偶者（昭26.1.1以前生）
配偶者控除	～ 480,000 円	330,000 円	380,000 円	220,000 円	260,000 円	110,000 円	130,000 円
配偶者特別控除	480,001 円～ 1,000,000 円	330,000 円		220,000 円		110,000 円	
	1,000,001 円～ 1,050,000 円	310,000 円		210,000 円		110,000 円	
	1,050,001 円～ 1,100,000 円	260,000 円		180,000 円		90,000 円	
	1,100,001 円～ 1,150,000 円	210,000 円		140,000 円		70,000 円	
	1,150,001 円～ 1,200,000 円	160,000 円		110,000 円		60,000 円	
	1,200,001 円～ 1,250,000 円	110,000 円		80,000 円		40,000 円	
	1,250,001 円～ 1,300,000 円	60,000 円		40,000 円		20,000 円	
	1,300,001 円～ 1,330,000 円	30,000 円		20,000 円		10,000 円	
	1,330,001 円～	0 円		0 円		0 円	

※あなたの合計所得金額が 1,000 万円超で、あなたと生計をともにする配偶者（妻または夫）の合計所得金額が 48 万円以下の場合には、「**㉑～㉒配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者**」欄に氏名をご記入のうえ、「**□同一生計配偶者**」欄にチェックしてください。

㉓ 扶養控除

あなたと生計をともにする親族のうち合計所得金額が 48 万円以下の方を扶養している場合に扶養控除を適用することができます。
B 枠の「㉓**扶養控除**」欄に氏名等を記入のうえ、下記の対象となる控除額の合計を C 枠の「㉓**扶養控除**」欄に記入してください。

◎70 歳以上（昭和 26 年 1 月 1 日以前生まれ）の方　控除額　380,000 円
◎70 歳以上の扶養親族のうち、あなた又は配偶者の父母・祖父母・曾祖父母でかつ同居している方　控除額　450,000 円
◎19 歳以上 23 歳未満（平成 10 年 1 月 2 日から平成 14 年 1 月 1 日生まれ）の方　控除額　450,000 円
◎16 歳以上（平成 17 年 1 月 1 日以前生まれ）で上記以外の方　控除額　330,000 円

※16 歳未満（平成 17 年 1 月 2 日以後生まれ）の扶養親族の方がいる場合は、非課税の判定や⑱ひとり親控除の判定等に影響があるため、必ず B 枠の「**16 歳未満の扶養親族（控除対象外）**」欄に氏名等を記入してください。

㉔ 基礎控除

あなたの前年の合計所得金額が 2,500 万円以下の場合に受けられる控除です。
下の表にあてはまる控除額を C 枠の「㉔**基礎控除**」欄に記入してください。

あなたの合計所得金額	控除額
2,400 万円以下	43 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下	29 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下	15 万円

申告書表面　Ⓓ欄

上場株式等の配当所得及び譲渡所得に係る市民税・県民税の課税方式

上場株式等の配当所得	☐ 総合課税	☐ 申告分離課税	☐ 申告不要制度適用
上場株式等の譲渡所得	☐ 申告不要制度適用		

上場株式等の配当所得及び譲渡所得の課税方式の選択

納税通知書が送達されるまでに、確定申告とは別に市民税・県民税申告書を提出することにより、所得税と異なる課税方式（申告不要・総合課税・分離課税）を選択することができます。所得税と異なる課税方式を選択する場合は、該当欄にチェックをしてください。
確定申告書の控えの写しと上場株に係る所得の内訳が分かるもの（所得の内訳書、特定口座年間取引報告書などの写し）を申告書に添付してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外（65歳未満の方は給与所得以外）の市民税・県民税の納付方法

☐ 給与から差し引き（特別徴収）　☐ 自分で納付（普通徴収）

納付方法の選択

給与・公的年金等に係る所得以外（65 歳未満の方は給与所得以外）の市民税・県民税について、納付方法を選択することができます。チェックがない場合は給与からの差し引きとなります。

申告書裏面の書き方〈記載例〉

配当割額、株式等譲渡所得割額について

確定申告が不要な方で、配当割額及び株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、申告書裏面「8 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項」欄に金額を記入してください。

所得金額調整控除

給与収入が 850 万円を超える方で、下記のいずれかに該当する場合は、所得金額調整控除が適用できます。「15 所得金額調整控除に関する事項」に該当者について記入してください。

- 本人が特別障害者
- 年齢 23 歳未満（平 10.1 .2 以後生）の扶養親族を有する
- 同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者

所得金額調整控除を適用した場合、給与等の収入金額（1,000 万円を超える場合には、1,000 万円）から 850 万円を控除した金額の 10％の金額を給与所得の金額から差し引きます。

寄附金控除について　★領収書（証明書）添付

市民税・県民税で寄附金税額控除の対象となる寄附をした場合は、寄附額を申告書裏面「9 寄附金に関する事項」欄に記入し、領収書等を添付してください。
※「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の利用を申請している場合でも、市民税・県民税申告書を提出したときは特例制度が無効となるため、申告する際はふるさと納税に係るすべての寄附金を含め記入してください。
※ふるさと納税対象団体に不指定の自治体へ寄附をした場合は、「住所地の共同募金会、日赤支部分　都道府県・市町村分（特例控除対象外）」欄に寄附金額を記入してください。

別居している扶養親族について

別居の扶養親族がいる場合は、「14 別居の扶養親族等に関する事項」に氏名及び住所を記入してください。